

# 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日制定

## (設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

## (職務の内容)

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、報告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

## (オンブズパーソン)

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

## (解嘱)

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱さ

れることがない。

(兼職の禁止)

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

(代表オンブズパーソン)

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(オンブズパーソンの責務)

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。

4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、公正に職務の円滑な遂行に努めなければならない。

5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならない。

3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係る事項

(2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であって、相談又は申立ての原因となった事実が市内で生じたもの

4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなった場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。

(3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

(4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるものを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすることが明らかに適当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意をもって当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行った者（以下「申立人」という。）に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

（調査の中止等）

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者（以下「申立人等」という。）及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに速やかに通知しなければならない。

（市の機関に対する調査等）

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること（以下「事実確認等」という。）ができる。

3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

（市の機関以外のものに対する調査等）

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以

外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。
- 3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。
- 6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずるよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。
- 3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、市長に対して、当該要請等への対応状況について、可能な限り報告するよう努めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。
- 5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告)

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。